表１―７　任期付職員法に基づく採用の例

（単位：人）

府省名	平成25年度における採用官職の例 ※（　）内は平成24年度以前の採用官職の例	採用者数等					
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	累計
会計検査院	事務総長官房上席企画調査官付企画調査官	10	1	2	2	1	25
人事院	職員福祉局情報システム専門官（参事官付）					4	11
内閣官房	内閣情報調査室内閣衛星情報センター 技術部主任開発官付	23	17	27	20	19	148
内閣府	男女共同参画局調査課男女共同参画分析官	28	20	20	30	23	239
公正取引委員会	審査局管理企画課審査専門官	7	1	7	8	4	55
金融庁	証券取引等監視委員会事務局証券検査官	79	58	61	72	82	667
消費者庁	消費者安全課政策企画専門職	8	5	21	7	28	69
総務省	行政評価局評価監視調査官	2	7	4	4	7	39
法務省	東京法務局訟務部訴務官	8	3	2	17	7	74
公安調査庁	（公安調査専門職）		1				1
外務省	国際法局経済条約課課長補佐	30	8	29	21	37	255
財務省	財務総合研究所研究部総括主任研究官	7	17	18	16	35	201
国税庁	東京国税不服審判所国税審判官	8	16	18	19	19	89
文部科学省	高等教育局大学振興課大学改革推進室専門官	6	8	11	10	13	101
文化庁	（長官官房著作権課著作物流通推進室 国際流通推進専門官）				1		3
厚生労働省	社会・援護局地域福祉課地域福祉専門官	2	7	2	4	61	83
農林水産省	大臣官房検査部検査課検査官	3	1	2	1	1	13
林野庁	（関東森林管理局森林整備部森林放射性物質 汚染対策センター事業第一係長）				5		5
経済産業省	経済産業政策局知的財産政策室課長補佐	6	6	5	12	14	91
資源エネルギー庁	省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー 対策課長補佐（全量買取制度担当）			1		4	14
特許庁	特許審査部審査官	119	93	83	77	63	915
中小企業庁	事業環境部財務課税制二係長	1		1		2	5
国土交通省	航空局安全部運航安全課専門官	4	4	6	6	14	70
運輸安全委員会	事務局鉄道事故調査官	2	4	2	4	2	15
環境省	総合環境政策局環境影響評価課 放射性物質評価専門官	3	9	7	10	14	53
原子力規制委員会	原子力規制庁安全規制管理官 （地震・津波安全対策担当）付安全審査官				5	57	62
国立環境研究所	（地球環境研究センター主幹）						1
国立印刷局	（市ヶ谷センター学芸員）						4
造幣局	（総務部経営企画課専門官）				1		1
（参考）社会保険庁	（総務部サービス推進課社会保険指導室 特別社会保険指導官）						1
（参考）日本郵政公社	（コーポレートIT部門企画室企画役）						9
合計		356	286	329	352	511	3,319

（注）　累計は制度発足時（平成12年11年27日施行）以降の累積数。

3　研究公務員の任期を定めた採用

任期付研究員法に基づく任期付研究員制度は、国の試験研究機関等で研究業務に従事する一般職の職員について、⑴高度の専門的な知識経験を必要とする研究業務に従事させるため特に優れた研究者を採用する「招へい型」と、⑵当該研究分野における先導的役割を担う有為な研究者となるために必要な能力のかん養に資する研究業務に従事させるため、独立して研究する能力があり、研究者として高い資質を有すると認められる若手研究者を採用する「若手育成型」の二つの場合に分けて実施している。

この制度により、平成25年度は、招へい型として９人、若手育成型として29人の者が採用されている。

なお、任期付職員法や任期付研究員法のほか、任期を定めた採用としては、規則８―12（職員の任免）第42条に基づくものとして、㋐３年以内に廃止される予定の官職、㋑特別の計画に基づき実施される研究事業に係る５年以内に終了する予定の科学技術（人文科学のみに係るものを除く。）に関する高度の専門的知識、技術等を必要とする研究業務に従事する官職に採用する場合の二つがある。これによる平成25年度の採用については、㋐に基づくものとしてハローワークにおける96人の採用等があったが、㋑に基づく採用はなかった。

4　官民人事交流

官民人事交流法に基づく官民人事交流制度は、公務の公正な運営を確保しつつ、民間企業と国の機関との人事交流を通じて、民間と国との相互理解を深めるとともに、組織の活性化と人材の育成を図ることを目的とする制度であり、⑴府省の職員を民間企業に派遣する交流派遣と、⑵民間企業の従業員を府省で任期を付して採用する交流採用の二つのケースがある。

人事院は、官民人事交流法第23条第３項の規定に基づき、毎年、官民人事交流の状況を国会及び内閣に対し報告することとされており、平成26年３月26日に平成25年における官民人事交流の状況を報告した。

平成25年における交流派遣者数は70人、交流採用者数は215人であった（図１―10、表１―８）。

また、各府省及び民間企業において、この制度がより広く認知・理解され、活用の機運が高まることが必要であるとの観点から、平成25年８月に各府省人事担当者に対して官民人事交流の推進の要請を行い、そのニーズの把握に努めた。また、経済団体の協力を得て、総務省と共同して民間企業を対象とした説明会を東京（２回）、大阪、名古屋、広島及び北九州において実施した。さらに、人事交流経験者や民間企業の人事担当者へのインタビュー等を内容とした「体験談集」を、総務省及び内閣府官民人材交流センターと共同して作成し、各種説明会等の機会を通じて配布するなど、官民人事交流の推進に努めた。